

平成30年度おいしい山形空港名古屋便利用企画旅行支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が、山形＝名古屋便の安定した利用者を確保し、路線の利用促進を図るため、主に中京圏等に所在する企業・団体等が、山形＝名古屋便を利用する社員旅行等を実施した場合に、当該旅行を実施した企業・団体等及び受注した旅行代理店に対し助成金を交付することに関して必要な事項を定める。

(助成対象者、対象となる利用及び助成額)

第2条 助成対象者、対象となる利用及び助成額は、次表のとおりとする。

項目	内容
助成対象者	対象旅行を実施する企業・団体又はそれに属する職員等及び当該旅行企画を受注した旅行代理店
対象となる旅行	山形＝名古屋便を対象期間に利用し、概ね10名以上が参加する企業・団体等の受注型企画旅行 ※旅行代理店が主催する募集型企画旅行、フリープラン商品の利用は対象外。
助成対象期間	平成30年4月1日（日）～平成31年3月31日（日） ※冬季限定は、平成30年11月1日（木）～平成31年3月31日（日）
受付期間 (代理店届提出期間)	平成30年4月1日（日）～平成31年2月28日（木） ※ただし、助成予定数に達した場合は、期間内でも終了とする。
助成額	企業・団体等： @2,000円／1席（往復利用であれば、2席換算とし@2,000円×2席＝4,000円） (旅行者) 【冬季限定】（対象期間：平成30年11月～31年3月） @2,500円／1席（往復利用であれば、2席換算とし@2,500円×2席＝5,000円） 旅行代理店： @500円／1席（往復利用であれば、2席換算とし、@500円×2席＝1,000円） ※協議会が実施する他の助成との併用はできないものとする。 ※同行する旅行代理店の添乗員等は対象外とする。
助成予定数	330席（ただし1旅行あたり100席を上限とする）

(代理店届)

第3条 企業・団体等の旅行を受注（受注予定を含む）し、助成金の交付を受けようとする旅行代理店は、旅行実施までの間に、関係する資料を添付のうえ、別記様式1（受注型企画旅行代理店届出書）を、協議会に提出するものとする。

2 前項の届出後、当該旅行が中止（旅行代理店が受注できなかった場合も含む）となった場合は、速やかに協議会に報告するものとする。

(交付申請)

第4条 企業・団体又は企業・団体等に属する職員等（以下「申請者」という。）の企画旅行を受注し、代理店届を提出した旅行代理店（以下「受注旅行代理店」という。）は、当該旅行が催行された場合、別記様式2（交付申請書）に必要事項を記載し、別記様式3（委任状）及び関係資料を添付のうえ、協議会に申請するものとする。

2 前項に掲げる交付申請の期限は、最終搭乗日の属する月の翌月末日までとする。

(交付決定)

第5条 申請書の提出を受けた協議会は、内容を審査し適当と認めるときは、交付の決定を行うものとする。

2 協議会は交付決定後、申請者及び受注旅行代理店それぞれに助成を行うものとする。

(助成金の返還)

第6条 協議会は、虚偽の内容その他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の返還を申請者及び受注旅行代理店に命ずることができる。

2 申請者及び受注旅行代理店は、前項の規定により返還を命じられた場合は、受領した助成金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

